

令和6年度実施協働事業負担金の課題部門設定課題

■ 生活に困りごとを抱える子ども・若者を地域の社会資源につなげる

【福祉子どもみらい局生活援護課】

(提案趣旨)

児童・生徒の長期欠席の状況(公立学校)は、令和3年度において36,811人であり、長期欠席の理由で不登校の生徒のうち、高校生は58.01%、小・中学生は36.34%が相談・指導等を受けていない状況にある。^{※1}

また、子どもの貧困率は13.5%^{※2}にもものぼり、ヤングケアラーの全国的な割合(公立中学2年生)も、5.7%^{※3}となっているなど、日々の生活に困りごとを抱える子ども・若者の数は増加傾向にある。

県では、生活困窮者の支援^{※4}に全庁的に取り組むため、知事を本部長とした「神奈川県生活困窮者対策推進本部」(R3.11)を設置しており、「子ども・若者」を重点対象として支援に取り組んでいるが、生活に困りごとを抱える子ども・若者を支援するため、2つの課題を解消したい。

1つは、学校(教育)の課題である。

生活に困りごとを抱える子ども・若者たちは、自らSOSの声をあげられない、または、困りごとを抱えている状態に気づいていないことから、「見えない困窮」となりがちである。

子ども・若者たちが多くの時間を過ごす学校において、困難を抱える子どもたちを早期に把握するとともに、個々の事情に寄り添い、様々な社会資源の中から、適切な地域の資源に繋げていくことが必要である。

また、県立高校の生徒は、県内の様々な地域から通っており、つなげる支援先が多様であるため、地域の資源につなげる取組を一層工夫する必要がある。

そしてもう一つは、地域(福祉)の課題である。

経済的な困窮、人間関係、地域での居場所など、様々な事情により生活に困りごとを抱える子ども・若者たちが一定数存在する。家庭や地域における子ども・若者たちの「声(様子)」を拾い上げ、生活に困りごとを抱える子ども・若者たちの課題や困難を把握するとともに、地域で受け止め、支援するネットワークづくりが課題である。

これら2つの課題解消に向けて、教育(本事業では、県立高校)と福祉(地域)の架け橋となり、子ども・若者たちの支援につなげるための事業提案を募集したい。

想定する事業・取組の例として、地域の社会資源と連携して、生活に困りごとを抱える子ども・若者(及び家族)にアウトリーチし、当事者との関係性を構築した上で、生活困窮者支援に取り組むNPOや社会福祉法人など地域の社会資源につなぐことをコーディネートする。

また、県立高校との連携に加え、地域において、小中学校やフリースクール、子ども食堂などで、既に何らかの支援を受けている子ども・若者たちを、さらなる支援につなぐことを含めることも可能。

なお、初期段階での学校現場との関係性構築や、支援対象者の個人情報の取扱いを含めた仕組みづくりについては、県が主導して取り組む。

※1 出典:令和3年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査

※2 出典:平成30年、2019年国民生活基礎調査

※3 出典:令和2年度厚生労働省調べ

※4 生活困窮者の定義

生活困窮者自立支援法第3条においては、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者としている。ただし、県の取組においては、経済的な困窮に限らないとしている。